六　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十七第三項の規定により読み替えられた法第百二十条第四項に規定する取組を行ったことを明らかにする書類
七　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「租特規則」という。）第十八条の二十二第二項に規定する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面で、租特規則第十八条の二十一第十項に規定するその適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税に係るもの
［八～十一　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**○国税庁告示第十一号**

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第四十二項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める期間を次のように定め、令和九年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　国税庁長官　江島　一彦

租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十二項に規定する国税庁長官が定める期間は、同条第四十項に規定する特定ファイルに同項に規定する基準額提供事項が記録された日又は当該基準額提供事項に係る同項の権限が付与された日のいずれか遅い日から当該権限を税務署長が解除した日までの期間（一年未満の範囲内に限るものとし、当該基準額提供事項を複製した情報にあってはその複製した日又は当該情報に係る同項の権限が付与された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。）とする。

**○国税庁告示第十二号**

租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件（令和五年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第四十項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件<br>租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第四十項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める基準を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。<br>1　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>一　特定ファイル　租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第十八条の十五の三第四十項に規定する特定ファイルをいう。<br>［二～三　略］<br>四　基準額提供事項　法第三十七条の十四第三十四項に規定する基準額提供事項をいう。<br>五　アクセス権限　規則第十八条の十五の三第四十項に規定する権限をいう。<br>六　認定事業者　規則第十八条の十五の三第四十項に規定する認定電子計算機（第十二号において「認定電子計算機」という。）について次号に規定する認定を受けた者をいう。<br>七　認定　規則第十八条の十五の三第四十項に規定する認定をいう。<br>八　認定対象クラウドサービス等　法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等の営業所の長が認定事業者と利用契約をし、又は当該金融商品取引業者等の営業所の長が自己構築する国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条の二第四項の認定に係る電子計算機であって、法第三十七条の十四第三十四項の規定により基準額提供事項を提供する際に利用することが見込まれるものをいう。 | 租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件<br>租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十五の三第三十五項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める基準を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。<br>1　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>一　特定ファイル　租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第十八条の十五の三第三十五項に規定する特定ファイルをいう。<br>［二～三　同上］<br>四　基準額提供事項　法第三十七条の十四第二十八項に規定する基準額提供事項をいう。<br>五　アクセス権限　規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する権限をいう。<br>六　認定事業者　規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する認定電子計算機（第十二号において「認定電子計算機」という。）について次号に規定する認定を受けた者をいう。<br>七　認定　規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する認定をいう。<br>八　認定対象クラウドサービス等　法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長が認定事業者と利用契約をし、又は当該金融商品取引業者等の営業所の長が自己構築する国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条の二第四項の認定に係る電子計算機であって、法第三十七条の十四第二十八項の規定により基準額提供事項を提供する際に利用することが見込まれるものをいう。 |